

今月の納税

固定資産税 第4期

国民健康保険税 第5期

納付期限 11月30日(月)

●今月の夜間窓口

日時／11月25日(水)17:00～19:00

会場／役場 1階税務課窓口(8番窓口)

問合せ先／税務課収納係 内線(538)

社会福祉協議会会葬お礼はがき利用料について

- ・中村 美紀さん(西1南2) 6,000円
- ・佐藤 つい子さん(西1北5) 12,000円
- ・槻田 茂男さん(西・西2北1) 22,000円
- ・小野 万亀さん(東1北5) 11,000円
- ・岩淵 道子さん(西・東1南1) 22,000円

寄付ありがとうございます

■社会福祉基金として

- ・鈴木 政留さん(西・東3南1) 50,000円

新型コロナウイルス感染症における固定資産税上の措置について

●中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じて減免します。

詳細については、中小企業庁のホームページを確認してください。

対象要件／①中小事業者等であること。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、下記対象期間の事業収入が、前年同期間の事業収入と比較して30%以上減少していること。

減免対象資産／事業で使用している家屋・設備等の償却資産

※土地や住宅用の家屋は対象となりません。

対象期間／令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間におけるすべての事業の売上高の総額

減免率／①前年同期間と比べて30%以上50%未満減少の場合…2分の1

②前年同期間と比べて50%以上減少…全減額

提出書類／①認定経営革新等支援機関等が確認欄に記入、押印した特例措置に関する申告書(様式はホームページからダウンロードすることができます) ②事業収入が減少したことを証明する書類 ③減免対象家屋の事業用割合を示す書類(事業用家屋の申告をする場合のみ) ④令和3年度償却資産申告書および明細書(償却資産がある場合のみ)

※認定経営革新等支援機関等～商工会、漁業協同組合、農業協同組合、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、税理士事務所、税理士など。

提出方法／提出書類①～④を役場税務課資産税係まで提出してください(郵送可)。

提出期間／令和3年1月6日～2月1日(締め切り当日消印有効)

※やむを得ず期限内の提出が困難な場合、事前に税務課資産税係まで連絡をしてください。

※虚偽の申告をした場合、地方税法に基づき処罰される場合があります。

ホームページ／<https://www.chusho.meti.go.jp/>

問合せ先／税務課資産税係 内線(535)

●生産性向上特別措置法の規定する特例の拡充・延長

対象／中小事業者等

拡充内容／特例の対象物に一定の事業の用に供する家屋および構築物(償却資産)を加え、適用期限を2年延長(令和5年3月31日までに取得した資産が対象)

特例内容／先端設備等導入計画に認定を受けた新規取得資産に対する固定資産を3年間全減額

問合せ先／経済課商工係 内線(244)